

水辺周辺活用事業（農業用水）補助金交付要綱

令和3年3月31日 決 裁

（趣旨）

第1条 川の再生につながる取組を実践しようとする地域において、農業用水を核とした地域再生に取り組むことを目的として、水辺周辺活用事業（農業用水）実施要領に基づき水辺周辺活用事業（農業用水）（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼 玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金対象事業等）

第2条 補助の対象となる事業、経費及び補助額は別表に定めるとおりとする。

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

3 市町村は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない市町村については、この限りでない。

（添付書類の省略）

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（軽微な変更）

第5条 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の変更とする。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（概算払い等の請求）

第7条 市町村は、補助金の概算払請求及び前金払請求ができるものとする。

(事業内容の変更等の承認申請)

第8条 市町村は、知事の付した条件に従い、知事の承認を受けようとするときは、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(承認通知)

第9条 知事は、補助事業の内容の変更等について承認したときは、様式第4号の通知により市町村に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 市町村は、知事の要求のあったときには、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、知事が定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は、補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

ただし、補助金の全額が前金払又は概算払で交付された場合における提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日とする。

3 第3条第3項ただし書により交付の申請をした市町村は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第3項ただし書により交付の申請をした市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した市町村については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第5号の2により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第6号により行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間等)

第13条 市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

なお、当該処分により収入があった場合は、その収入の一部を県に納入させることがある。

- 2 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、それぞれ1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 3 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。第13条第3項において「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、補助事業の完了の日の翌日から起算する。

（書類の整備等）

第14条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

- 2 前項の規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から8年間保存しなければならない。

- 3 市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であつて、大蔵省令に定められている耐用年数を経過していないものについては、様式第7号の財産管理台帳その他必要な書類を、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、整備保管しておかなければならない。

（書類の経由）

第15条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の農林振興センターの長を経由することとし、その提出部数は正副2部とする。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

別表（第2条・第5条）

事業区分 (事業内容)	事業主体	補助額	重要な変更	備 考
補助事業	市町村	事業費 の 1/2 以 内におい て知事の 定める額 とする	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施箇所の変更 2 工事費から事務費への 流用 3 科目の新設、変更又は 廃止 4 科目別の事業量の20 パーセントを超える増減 	事業費の内、 3%以内を事 務費に充てる ことができる。